

## 審査請求について

### 1 審査請求の概要

- 令和2年2月28日及び3月5日に文化・国際交流課（現在：区民文化国際課）文化財係担当者から審査請求人あて、メールを送付した。
- メール内容は、審査請求人からの中野区文化財保護審議会への傍聴希望に対して、「非公開により傍聴することはできない。」と回答したものである。
- これを受けた審査請求人から「送られたメール及びその内容は、区民の権利を制限する行政処分に当たる」とし、これを不服として、令和2年3月12日付で中野区長あて審査請求が提出された。

### 2 審査請求人

中野区民

### 3 審査請求の内容

審査請求の概略は以下のとおり。

「中野区文化財保護審議会を公開（傍聴可）とする」との裁決を求める。

（理由）

- 審議会を非公開とする法的根拠の開示を求めたところ「非存在」であり、非公開の法的根拠は存在しない。
- メールにある非公開理由として「公正かつ適切な意思形成が行われることを確保するため」としているが、他自治体では公開しており、非公開の理由は正当性を欠く。

○中野区文化財保護条例第3条2項に「文化財の保護に関する情報の提供に努めなければならない」とあり、この条文に反している。

#### 4 不服申立制度（審査請求）について

別紙を参照

#### 5 総務課（区長部局）から教育委員会へ審査請求書が送付された経過

審査請求を受けた文化・国際交流課（現在：区民文化国際課）は、総務課審査請求争訟担当係と連携し、弁明書の送達の手続きを進めていたが、その課程において、以下の点が判明したので教育委員会へ審査請求書が送付された。

○文化財保護審議会は教育委員会に設置されている。

○同審議会の庶務は、「中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」で定めるところにより、中野区長の補助機関たる職員が処理するものとされていることから、元は教育委員会の権限に属する事務となる。

#### 6 総務課から教育委員会への審査請求書の引継ぎ日

令和2年5月28日

#### 7 審査請求に対する弁明

審査請求に対し、以下のとおり弁明書を送付した。

第1「本件審査請求を却下する」との裁決を求める。

理由（概要）

○本件メールは、会議の傍聴の可否にかかる問合せに回答したものにすぎない。

仮にメールでのやりとりがなく、来庁して傍聴を希望しても、申出を断ることになるので、本件メールが審査請求人の権利義務を形成し又はその範囲を確定するとはいえない。

よって、本件メールは審査請求の対象となる行政庁の処分にあたらない。

第2「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

理由（概要）

○中野区文化財保護条例及び同施行規則に、会議の公開に関する規定はないので、会議を公開とするか非公開とするかは、教育委員会の裁量に属するので、その判断に違法又は不当な点はない。

## 8 弁明に対する反論

反論書の提出はなし

## 9 現在までの事務処理経過

日付	書類の発送者	事務処理
令和2年3月12日	審査請求人	電子メール送付に対する審査請求
令和2年5月28日	総務課	区長部局（総務課）から教育委員会へ書類引継
令和2年7月8日	教育委員会事務局 （子ども・教育政策課）	弁明書の送付及び反論書提出依頼
令和2年7月13日	審査請求人	弁明書に対する審査請求及び執行停止申立あり <b>※反論書は提出されず。</b>
令和2年9月11日	教育委員会事務局 （子ども・教育政策課）	弁明書に対する審査請求及び執行停止申立に対する却下採決 <b>※弁明書に対する審査請求は明らかに不適法な行為であるので、審理手続を経ず、事務局で裁決を行った。</b> （法第24条第2項）
令和2年9月16日	審査請求人	上記却下裁決に対する情報公開請求
令和2年10月1日	教育委員会事務局 （子ども・教育政策課）	情報公開請求に対する公開決定
令和2年10月6日	教育委員会事務局 （子ども・教育政策課）	弁明書に対する反論書の再提出依頼
令和2年10月21日	—	期限日までに反論書は提出されず

## 不服申立制度（審査請求）の概要

## 1 不服申立てについて

- 行政上の公権力の行使又は不行使に不服がある者が行政庁にその再審査等を求める行為を「不服申立て」という。
- 「不服申立て」に関する制度の手續について定めている一般法は「行政不服審査法」である。
- 法に基づく不服申立ては、「審査請求」が原則である。
- 不服申立ての対象は、原則として、すべての行政庁の「処分」及び法令に基づく申請に対する「不作為」が対象となる。
- 「処分」とは、行政処分のほか、人の収容や物の留置など公権力の行使に当たる行政庁の行為も含まれる。

## 2 用語の意味

## ○行政処分

国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが、法律上認められているものをいう。

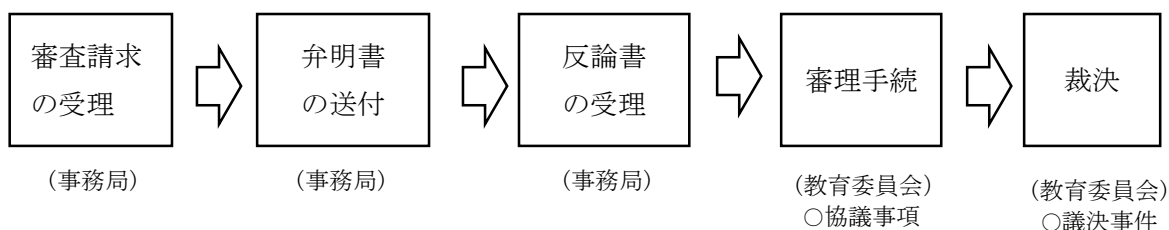
## ○審理手續

当該審査請求に係る処分等に関与したなど一定の要件に該当しない者（審理員）が審理手續を行う。審理にあたっては、公正・中立に進め、処分等の違法性のみならず、その不当性についても審理を行う。

## ○裁決

審査請求に対する最終的な結論であり、その態様は、却下 棄却 認容に大別される。審査請求の違法性、処分又は不作為の違法性及び不当性を判断し、その結果に基づき裁決をする。

## 3 裁決までの流れ（教育委員会の場合）



## (区長部局との比較)

	弁明書送付	反論書受理	審理手續	行政不服審査会	裁決
教育委員会	教育委員会 事務局	教育委員会 事務局	教育委員会	<u>諮問は不要</u>	教育委員会
区長部局	審理員	審理員	審理員	諮問が必要	区長